

総務常任委員会 所管事務調査
性の多様性に対応した社会について

報告書

令和2年12月

はじめに

総務常任委員会では、令和元年6月に所管事務調査のテーマの一つとして「性の多様性に対応した社会について」を設定して、取り組み、性的少数者の当事者との懇談や、同性パートナーシップ制度を導入した自治体への視察（東京都中野区）、執行部への質疑、委員間討議など行ってきた。令和元年度における取り組みについては、先に「中間報告書」としてまとめた通りである。

令和2年度もこのテーマで引き続き所管事務調査に取り組んできた。その内容及び提言について、報告をまとめる。

※用語説明

L G B T : 性的少数者のうち、Lesbian（レズビアン）女性同性愛の人、Gay（ゲイ）男性同性愛の人、Bisexual（バイセクシャル）両性愛の人、Transgender（トランスジェンダー）心の性と体の性が一致しない人、の頭文字をとった用語

S O G I（ソジ）：S O = Sexual Orientation「性的指向」、G I = Gender Identity「性自認」、の略語で、各個人の性的指向・性自認を表す用語

1. 性的少数者の当事者との懇談

8月28日午後、大阪府大東市の同性パートナーシップ制度の最初の利用者である井上鈴佳さんを招いて、総務常任委員の研修と懇談を行った。井上さんは、中学、高校で養護教諭を経験されるとともに、大東市で人権擁護推進委員として、性の多様性をテーマにした学校への出張授業や、同市での同性パートナーシップ制度導入に積極的にかかわってこられた。

井上さんは、「性的少数者は11人に1人は該当すると言われており、本人が言っていない、隠しているだけで見えないだけと思う。だからといって、本人が言えбайいというものでもない。」と指摘されるとともに、自分の性自認がどうであるのか、また、自分がどういう人を好きになるのか、ということには多様な形があり、それぞれの人すべてに大切な問題として尊重されなければならない、と強調し「すべての人が、いろんな性の当事者ではないか。」と述べられた。

そして大東市では、性の多様性に関する理解の促進のために様々な取り組みをされ、それらと並行して同性パートナーシップ制度づくりが進んでいった経過についても紹介された。

あわせて井上さんは御自身のパートナーをはじめ知人などの、性的少数者の当事者

が抱える悩みや困難、生きづらさなどを具体的に示し、「当事者にとって住みやすさの課題は自治体によって違う。自身ではそうと言えなくても、そのまちの姿勢として応援していると感じられることが大事。」と話された。

そして最後に「当事者には実際に生きづらさがある。自殺を考えたことがあるという当事者は、半数を超えているし、自ら命を絶つ事例もある。その点で命にかかわる問題でもある、それだけ追いつめられている、ということを知っていただきたい。単に本人の好きにしたら良いという問題ではない。」と訴えられた。

2. 執行部との質疑

令和2年6月議会及び12月議会の総務常任委員会において、執行部への質疑を行った。

担当部局である市民部人権啓発推進課からは、「多くの市民に、LGBTなどの人たちが困っている問題があることを理解してもらい取り組みを進める一助として、リーフレットを作成し、それを普及していく。」という方針が示された。

また本市での同性パートナーシップ制度の導入についての質疑には「まず市民向けのリーフレットを活用し、市民の理解を深める取り組みを進めたい。」と答弁した。

3. 総務常任委員会からの提言

①「LGBT」や「SOGI」などの用語の理解を深めるだけにとどまらず、「すべての人が多様な性の当事者」であることを明確にし、「性的少数者」の方が自分らしく生きることに障害がなく、尊重されていると感じられる社会に向け、多くの市民の理解を深める啓発活動に、取り組むことが求められている。

この点では、学校教育における取り組みは特に重要であり、教育委員会をはじめとした、市行政全般にわたっての取り組みが求められている。そして執行部だけでなく、京田辺市議会においても、この観点を踏まえた取り組みを進めていかなければならない。

②「性的少数者」の方が、当人の性的指向「SO=Sexual Orientation」や、性自認「GI=Gender Identity」にかかわらず、自由に伸び伸びと生きることができ、社会を築くうえで、「同性婚」制度が法的に整備されていないことは大きな課題となっている。

日本弁護士連合会が令和元年7月18日に政府に提出した「同性の当事者による婚姻に関する意見書」では、「同性婚が認められないことによる不利益」があること、そしてそれが重大な人権侵害であると指摘して、「国は、同性婚を認め、これに関連する法令の改正を速やかに行うべきである」と求めている。

なお同意見書では、地方自治体が独自に実施している「同性パートナーシップ制度」について、「家族に関する方の基本を定める民法の婚姻の制度を変更修正する効力を持つものではない」と述べる一方で、「同性に性的指向が向く者の存在を認め人々の理解を促進した点に画期的意義があり、自治体の取組の広がり、国レベルで家族法上の制度として本意見書の結論を実現することを社会が望んでいることを示すもの」と、その重要な意義を強調している。

この点で執行部に対して、京田辺市において市民の理解を深める取り組みとあわせて、一日も早く「同性パートナーシップ制度」を導入されるよう提言する。

なお制度の具体化にあたっては、可能な限り「性的少数者」の方々の意見や要望を踏まえ、策定するとともに、その運用についても具体的な効果があがるように、市民の理解を得るために努力していくべきである。

そして、総務常任委員会は京田辺市議会に、国に対して同性婚の法制化に関する議論を促進するよう求める働きかけをされるよう、提言するものである。

※参考

同性パートナーシップ制度を導入している自治体数
全国で67自治体（令和2年12月10日時点）